

安全センター

過労で倒れるまで働かせるな!



[発行]
 尼崎労働者安全衛生センター
 [連絡先]
 〒660-0802
 尼崎市長洲中通 1-7-6
 TEL・FAX 06-4950-6653

明日への伝言
 アスベストシロからアスベスト社会へ
 中安部アスベスト疾患
 患者と家族の会尼崎支部
 あやまれ・つく・なえ
 アスベスト
 尼崎労働者安全衛生センター
 1,890円(当センター割引あり)

全国過労死を考える家族の会の代表お二人のお話を神戸と尼崎で聞く機会がありました。

寺西笑子(えみこ)さんと西垣迪代(みちよ)さんです。どちらのお話も本場に重いものでした。安全センターの運営委員会などでは考えにくいと言われる方が多いのですが、紹介させていただきます。

年中無休の店で

年休取れず

寺西さんの夫、彰さんは一九九六年二月、五二歳で過労自死され二〇〇一年京都下労基署で労災認定されました。中学卒業から一〇年近く松下電器で働きその後学歴を問わない職人の道を目指し、一九七五年包丁を持ったこともないのに市内に七店舗を経営する飲食店に調理師として入社しました。長時間の過密労働にも「この忙しさが腕を育ててくれる」として耐え、一七年間の料理長の後、一九九二年会社の大型筆頭店の店長に抜擢されました。

しかしバブル崩壊の中で顧客開拓の営業活動と他の店舗の仕入れ管理(ゼネラルチーフ)を命ぜられ、

年間四〇〇〇時間を超える過重労働となつてしまいました。年中無休の店で年休もほとんど取れず、慣れない営業活動で埋まらない宴会客の座席に社長からは過度の叱責の毎日、耐えきれなくうつ病になって二カ月後に飛び降り自殺しました。

社長は職場にかん口令を敷き、「勝手に働いて勝手に死んだ、会社は責任ない」と主張。会社を訴え、過失相殺なしで京都地裁勝訴。会社は整理に迫り込まれ大阪高裁で職権和解が成立しました。

過労死した人の

生き証人として

寺西さんは、「息子たちに同じテツを踏ますな」を夫からの宿題と受けとめ、会の代表として、二〇一四年六月国会参院本会議まで「過労死等防止対策推進法」成立の先頭に立たれたのです。あまりな長時間労働、サービス残業、重すぎるノルマ、ひどいパワハラ、厳しい企業間競争を勝ち抜くべく若者を使いつぶすブラック企業。寺西さんは、遺族は過労死した人の生き証人、無念な思いで亡くなった命を無駄にしないために、

人間らしい働き方の実現に向けて遺族の役割を果たしていくと述べられました。よりよい労働の在り方の実現を最大の目標とする私たち労働組合や生活協同組合が、この共闘の呼びかけに応じていくことこそ、遺族の皆さんの最大の喜びのほうです。

ふつーに三時まで

仕事しました

もう一人、兵庫の家族の会代表の西垣さんは二〇〇六年一月、一人息子と和哉さんの二七歳の死に直面しました。富士通SSL(大手電機メーカー)のシステム開発関連子会社)のシス

テムエンジニアとして二年目、時間外労働の月平均は九七時間、月の半分は神奈川県寮への帰宅が夜中の〇時を超えた月もあったという事です。徹夜で仕上げたプログラムを朝になると一からやり直しを命ぜられ、納期に追われ、強いストレスにさらされてうつ病を発症。休職復職の繰り返しでも完治せず薬を飲みながら仕事を続け、治療薬を過剰に服用して寮で亡くなったということです。自死か事故死かは不明ですが、和哉さんのブログにはこんな言葉が残されていました。

(裏面へ続く)

安全と衛生の講演会のご案内

東日本大震災・福島原発事故から4年が経ちました。昨今の川内・高浜原発再稼働への動きなどを見ていると事故が収束したかのような印象を受ける方もいると思います。しかし、海へも流れ出る高濃度汚染水、多発している甲状腺がん、未だに見えない放射性廃棄物の保管方法と保管先、そして、今でも被曝しながら7,000人近い労働者が廃炉や除染作業に取り組んでいる、等々を見ていくとほとんど進展がないという方が正しいのではないのでしょうか。そんな中での政府の再稼働号令には不安感を抱かざるを得ません。

地震大国日本で事故の可能性が高い、一度事故を起こすと取り返しがつかない、核廃棄物処分のつけを次世代に押し付ける、事故処理・核処理費用等を含めば安価な電力とは言えない、そして廃炉・除染作業だけでなく通常の定期点検でも常に被曝労働者が生まれる実態などを踏まれば、脱原発社会へ向けた中長期的な計画と着実な実行が求められていることは言うまでもありません。

今回は、党の枠組みを超えて立ち上げている国会議員「原発ゼロの会」の事務局長である阿部とも子さんをお招きし、どのようにすれば脱原発社会へ向かっていくことができるのかをお話いただきます。

どなたでも参加していただけます。皆さまのご参加をお待ちしております。(無料)

記

- と き 3月30日(月)午後6時~8時
- テーマ 「脱原発への確かな道」
- 講師 阿部 とも子さん
(衆議院議員、原発ゼロの会事務局長)
- ところ 尼崎市立中小企業センター 401

(表面より)

◎今日もふつーに二三時までお仕事をしました。でもなんかさすがに本格的に疲れてきたな。土曜は病院で、日曜は情報処理試験ですよ(〇四年一〇月一三日)

◎「死」ではなく「生きていくのが無理」という闇が心を支配します(〇五年五月七日)

◎今の仕事どう考えても一人じや辛いんですね。もう少しリハビリ期間として優しい扱いを受けたいものです。…あと誰か一人今の仕事に人員を入れてほしい。：手を抜きたいのですがスケジューリングにもそんな余裕も無く。自分で言うのもなんですがある程度は期待されているのでそれに応えたいとは思いますが、…何かこれまでで一番危なっかしい気がします。(〇六年一月二三)

戦前陸軍での悲惨ないじめ 二〇一四・九・一二 神戸

石崎 修 88歳 (無職 安栗市) 三重県の鈴鹿にあった陸軍(無職) 第一氣象連隊へ入隊し、航空象観測教育班へ配属された。

本紙で「海自でパワハラ 自殺 上司から繰り返し暴行 横須賀総監部」の記事を見て驚いた。海上自衛隊の1等海曹が部下の男性隊員に対して、数々のいじめや暴行を加えていたという。70年前に自分が体験した、陸軍内務班の悪夢がよみがえった。私は、1944(昭和19)年12月1日、

初年兵29人が起居を共にしていた。古年兵が、初年兵を「声が小さい」「動作が鈍い」と言いながら上靴で殴る。見ていた小隊長は知らん顔、私的制裁は日課だった。

入隊5日目に、初年兵が便所で首をつった。班長が言った。「大君に召されながら、自殺する兵は不忠者だ、ほっとけ」。

連中は廊下に置いてたまま。

平和国家の海上自衛隊で、旧陸軍内務班と同じことをしてはいけない。1等海曹は深く反省して、不戦で国を守る、厳しい任務に専念されるよう祈ります。

(日)

そして一月二五日和哉さんは神奈川県で意識を失い救急車で運ばれたそうです。一人息子の死にこのような形で直面した母親のお気持ちは、安易に想像できるものではないでしょう。

歴史的意義持つ

法律作らせる

二〇〇六年四月に労災申請した西垣さんが労災認定を勝ち取ったのは監督署ではなく、二〇一一年三月東京地裁での行政訴訟勝訴によつてでした。会社とも翌年六月に社内の労働条件改善なども含めて和解されています。

その後兵庫など各地で署名活動や意見書採択へ向けての議員への要請活動などを続けられ、過

労死防止法の制定にこぎつけられました。

私たちの労組でも非組合員や関連事業所の方も含めて丁寧に見ていく必要があります。過労死や過労疾患は、本人・ご家族の不幸であるのみならず、労働組合の敗北でもあります。

労働時間規制の

緩和はまちがい

ところが過労死防止法成立の直後に現政府と産業界はまた「労働時間の規制を撤廃し成果が出れば賃金を支払う」という、残業代未払いを合法化する“労働規制緩和”策を打ち出してきました。

労働者は自分の働く能力を時間単位を基本にして会社(資本)に売っています。これを、労働時間とか残業といった考え方を取りはらって、仕事の成果・業績に対して支払いを受けるということになる。もう労働者ではなく、個人事業主と同じになってしまいます。そうなる労働基準法などもまったく無視です。

さらに安倍政権に代わってから派遣労働者についても、世界で一番企業が金もうけしやすい国を目指すとして、派遣期間の上限撤廃など民主党時の規制強化から緩和へと大きく転換してきました。「派遣は採用や労務管理の手間が省けるし、仕事が減ったら

今までも、これからもだ

2015. 3. 3 毎日

派遣モノから人間扱いに

15・3・3 14

今国会に提出予定の労働者派遣法改正案を巡り、厚生労働省の担当課長が業界団体の新年会で「(派遣労働者は)モノ扱いだったのが、ようやく人間扱いする法律になってきた」と発言したことが2日、明らかになった。民主党の西村智奈美議員が衆院予算委員会で取り上げ、「こんな考え方で改正案を出しているのか」と追及した。

法改正巡り厚労省課長

関係者によると、1月27日に東京都内で開かれた日本人材派遣協会の新年賀詞交歓会でスピーチした厚労省の富田望・帯給調整事業課長が派遣法改正案に言及し、「派遣労働は期間がきたら使い捨てだった。モノ扱いだったのが、ようやく人間扱いする法律になってきた」と話した。富田課長は毎日新聞の取材に発言を認めた。【東海林智】

雇い止めできる労働者派遣法見直しは大歓迎」と大手企業を喜ばせています。多くの労働組合が街頭へ出て、労働時間規制の撤廃や労働者派遣法

の見直しに反対を呼びかけています。そうしないと、労働者の過労死を防ぐことはできません。

(H)

：安井敏一

過労死で息子を亡くした親として本当に辛いですが、過労死を亡くするための一助になればと思い発言をさせていただきます。

私の息子は一昨年の11月に35歳の働き盛りの若さで突然死をしました。息子は結婚をして家庭も持っていました。普段は元気で明るく優しい性格の息子でした。今、私の妻や息子の妻は、そのショックで未だに一人では遠出ができない状態が続いています。

息子は行政解剖の結果、突発性不整脈による心臓停止と言われる、いわゆる突然死でした。その折、解剖を担当していただいた医師から、最近20代、30代の働き盛りの若者に多発しているということや、その原因に過労による精神的、肉体的ストレスが含まれていると聞かされました。

まさに息子はこの間そういう状態に置かれていました。息子の勤めていたのは大手住宅会社の営業職でした。入社して5年になっていましたが当時から自宅を7時過ぎに出て会社を出るのは12時前後という1日15時間の長時間労働が常態化していました。また、営業のため1日の車での移動に200キロを超えるということがよくあったと言っていました。その上、販売成績が落ちると会社責任者から成果を上げることを強く求められ、週休の日でもメールで「休むな」という指示が入り、休みもまともに取れない状態でした。死ぬ3ヶ月前に息子と会った時には、笑顔も消えていました。しかし、息子は「この会社の住宅は良いのでお客様に勧め甲斐がある。」と言って意欲を持って頑張っていました。それだけに息子の死がやりきれなく胸が痛みます。

昨年、労働基準監督署より労働災害の認定がありましたが、息子はもう二度と戻りません。